

# 告示

## 埼玉県告示第百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六九〇号	混合有機 質肥料	混合有機	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十六 年十月二十 一日	兼松アグリテック 株式会社 茨城県神栖市東深 芝四番地七
埼玉県第 五五六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料F- 1号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十三年十月二十 八日	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四